

福岡地方最低賃金審議会議事録

第1回福岡地方最低賃金審議会

- 1 日時 : 令和6年7月5日(金) 10:40~11:40
- 2 会場 : 福岡合同庁舎 本館5階 共用第4会議室
- 3 出席者 : **【公益代表委員】** 5人(定数5人)
大坪 知弘
大坪 稔
高田 亜朱華
平井 佐和子(会長代理)
丸谷 浩介(会長)
- 【労働者代表委員】** 5人(定数5人)
河村 敏昭
小陳 武志
長嶋 良昭
野中 篤志
松本 茜
- 【使用者代表委員】** 4人(定数5人)
庄崎 秀昭
初田 寿
松本 恭子
山口 洋志
- 【福岡労働局】** 小野寺 福岡労働局長
田村 労働基準部長
渡辺 賃金室長 ほか

4 主要議題

- (1) 福岡県最低賃金の改正決定について(諮問)
- (2) 令和6年度の経済・雇用情勢、賃金改定状況等について
- (3) 令和6年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領【福岡県最低賃金改正決定審議】(案)について
- (4) 令和6年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】(案)について
- (5) 福岡県最低賃金専門部会について
- (6) その他

5 審議内容

賃金指導官

ただ今から令和6年度第1回福岡地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

私は、地方賃金指導官の清水と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今年度の委員の皆様は、配布しております資料No.1の名簿のとおりですので、御確認の程よろしくお願いいたします。

なお、新たに今年度から委員に就任される方を御紹介いたします。

使用者代表委員の庄崎秀昭委員です。

庄崎委員

庄崎です。よろしくお願いいたします。

賃金指導官

同じく、使用者代表委員の山口洋志委員です。

山口委員

山口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

賃金指導官

ありがとうございました。

次に、事務局の紹介をさせていただきます。

労働局長

労働基準部長

賃金室長

室長補佐

副主任監督官

(挨拶)

賃金指導官

それでは、議事に入る前に定足数の確認です。

本日、使用者代表委員の伊藤委員は御欠席となっております。

なお、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく審議会開催に必要な定足数は満たされておりますので、本審議会は成立している旨、御報告いたします。

また、本審議会については、福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により、公開とし、傍聴の機会を設けておりますことを併せて御報告いたします。

ここからは、会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長

それでは、私の方から議事を進めてまいります。

今年度第1回目の審議会となりますので、私からも一言、御挨拶申し上げます。

この最低賃金法は戦後の昭和34年に施行されていますが、私も最低賃金審議会委員になり数年経ちますが、年々審議の厳しさと状況の厳しさが増しているところでございます。今年度におきましても、昨今は株価が戦後最高値になり、物

価も高まり、賃金も5パーセント程度の上昇率ということで上昇を続けている状況でございます。足下の物価もずっと高止まりしているところでございますから、今年度におきます最低賃金の審議において、福岡県でどのような生活を、そして、どのような働き方をするとということが非常に重要な問題になっているかと存じます。

また、この後に説明があるかと思えますけれども、いわゆる骨太の方針におきましても、2030年半ばに全国加重平均を1,500円にできるだけ早期に実現する目的と、地域間格差をできるだけ狭めるような方策を取ることが書き込まれております。

今後、これらを踏まえて中央最低賃金審議会で審議がされることと思えますけれども、私ども地方の最低賃金審議会では一応これとは別に私たち独自のものとして考えていかざるを得ず、そして、これまで以上に客観的なデータを使用しつつ、労・使そしてまた公益委員と同時にできるだけ審議を尽くして納得のできる最低賃金の審議、そして決定をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。これらにおきましては、委員の皆様方の御協力なしには進まないと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の議事録の確認ですが、

労働者代表委員 河村委員

使用者代表委員 初田委員

をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

河村委員
初田委員

(承諾)

会長

ありがとうございます。

それでは、議事(1)の「福岡県最低賃金の改正決定について(諮問)」でございます。

事務局よりお願いします。

賃金指導官

それでは、福岡県最低賃金の改正決定について、福岡労働局長から諮問をさせていただきます。

労働局長

(会長あて諮問文手交)

事務局

(諮問文(写)を各委員に配布)

会長

事務局から諮問文を読み上げてください。

室長補佐

(諮問文朗読)

会 長 はい、ありがとうございます。
それでは、ここで、労働局長から御挨拶いただきたいと思います。

労働局長 (挨拶)

会 長 どうもありがとうございました。
ただ今、労働局長から諮問を受けましたので、これから先、具体的な審議を進めていくこととなります。委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。
次に、議事（２）の「令和６年度の経済・雇用情勢、賃金改定状況等について」です。
事務局は説明をしてください。

- 賃金指導官
- 別冊Ⅰ資料No.2 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版（令和６年６月 21 日閣議決定）〈関係部分抜粋〉
 - 別冊Ⅱ資料No.1-1 1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出の推移（勤労者世帯）（総務省）
 - 別冊Ⅱ資料No.1-2 福岡市・北九州市の消費者物価指数
【過去 1 年間の動き】（総務省）
 - 別冊Ⅱ資料No.1-4 世帯別標準生計費の推移【全国・福岡】
（人事院・人事委員会）
 - 別冊Ⅱ資料No.2-1 定昇込み平均賃上げ方式【回答妥結集計】（連合福岡）
 - 別冊Ⅱ資料No.2-3 地域別最低賃金と賃金水準との関係（厚生労働省）
 - 別冊Ⅱ資料No.2-4 一般労働者とパート労働者との賃金比較（厚生労働省）
 - 別冊Ⅱ資料No.2-5 新規学卒者の初任給（厚生労働省・福岡県）
 - 別冊Ⅱ資料No.2-6 福岡県内公共職業安定所別求人平均賃金状況
（常用パート）[時給]（福岡労働局）
 - 別冊Ⅱ資料No.2-7 給与階級別分布（国税庁）
 - 別冊Ⅱ資料No.2-8 令和 5 年賃金改定状況調査結果（厚生労働省）
 - 別冊Ⅱ資料No.3-1 県内経済の動向【令和 6 年 5 月】（福岡県）
 - 別冊Ⅱ資料No.3-2 法人企業景気予測調査【令和 6 年 4～6 月期】
（財務省福岡財務支局）
 - 別冊Ⅱ資料No.3-3 九州・沖縄「企業短期経済観測調査」【2024 年 3 月】
（日本銀行福岡支店）
 - 別冊Ⅱ資料No.3-4 九州・沖縄の金融経済概況【2024 年 5 月】
（日本銀行福岡支店）
 - 別冊Ⅱ資料No.3-5 月例経済報告【令和 6 年 6 月】（内閣府）
 - 別冊Ⅱ資料No.3-6 企業物価指数【2024 年 5 月速報】
（日本銀行調査統計局）

賃金指導官

別冊Ⅱ資料No.3-7 産業別一人平均月間給与額（福岡県）
別冊Ⅱ資料No.3-8 福岡県における価格転嫁の状況（福岡県）
別冊Ⅱ資料No.3-9 資本金規模別にみた労働分配率の推移（厚生労働省）
別冊Ⅱ資料No.3-10 2020年1月～2024年5月における九州地域の倒産原因の内訳（株式会社東京商工リサーチ）
別冊Ⅱ資料No.3-11 信用保証協会別の保証実績（中小企業庁）
（令和4年4月～同年9月・令和5年4月～同年9月）
別冊Ⅱ資料No.4 雇用失業情勢主要指標【福岡県】（福岡労働局）
別冊Ⅱ資料No.5 企業倒産状況【全国・福岡】（株東京商工リサーチ）
別冊Ⅱ資料No.6 休廃業・解散の動向【全国・九州沖縄・福岡県】
（株帝国データバンク）
別冊Ⅱ資料No.7 最低賃金の履行確保のための監督実施結果（福岡労働局）
別冊Ⅱ資料No.8 主要統計資料（中央最低賃金審議会）
別冊Ⅱ資料No.9 足下の経済状況等に関する補足資料
（中央最低賃金審議会）
別冊Ⅱ資料No.10 最低賃金に関する調査研究（中央最低賃金審議会）
に基づき説明。

会長 ただ今、資料の説明がなされましたけれども、この説明について御質問等はありませんか。

松本恭子委員 はい。

会長 はい、松本恭子委員。

松本恭子委員 使用者側委員の松本です。
今年3月の審議会にて中小・小規模事業者の賃金支払い能力の資料の充実をお願いしたところでございます。今回、事務局で資料の充実を図られたと思っております。

ただ、今後、審議の中で、福岡県独自の資料がないものについては、例えば全国ベースの資料を採用いただくなど、使用者側もそうですし、労働者側もそうですし、先ほど会長がおっしゃっていただいたように、データに基づく審議という点では、今後も資料の充実について、我々もこういう資料がありますという御提供を申し上げたいと思っております。その上で、事務局で会長とお話しいただいて、この資料に入れ込んでいただくこととさせていただくと非常にありがたいです。

会長 はい、ありがとうございます。
そちらにつきましては、どのような性格の資料がということにもよりますの

で、労働者側提出資料、使用者側提出資料という取扱いをさせていただくか、あるいは、この中に入れ込むかは少しこちらの方で協議させていただいてもよろしいですか。

松本恭子委員 はい。

会 長 ほかに何かありませんでしょうか。

いずれにしても、昨年度まではこの内容について、その傾向などの説明がございましたけども、今年度はそれを割愛しておりますので、これから具体的な金額審議に入っていく際に、まあ、つまりは勉強してこいということで、おそらく老眼の先生も多いと思うのですが、非常に小さい文字が多かったりしますけれども、少し頑張って勉強して、協議に臨みたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

資料などの説明につきましてよろしいでしょうか。それでは今後とも何か審議の際に参考となるような資料がございましたら、各側委員の皆様方から事務局の方に提出をできるだけ早い時期にさせていただけると大変助かりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に進めさせていただきます。

次に、議事（3）「令和6年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領【福岡県最低賃金改定決定審議】（案）について」です。

事務局は説明をお願いします。

賃金指導官 本冊資料を使用して御説明します。43ページ資料No.5-1を御覧ください。

福岡労働局長が諮問を行ったので、本日、関係労使からの意見聴取手続きを行うための公示を実施します。関係労使からの意見聴取の日時は、6月10日に開催した第1回運営小委員会にて決した第2回本審を開催する7月23日ですが、令和6年度の実施要領の具体的内容を御説明いたします。

実施要領「4 意見発表者（1）アからエ」に該当する意見発表者の人数につきましては、労・使それぞれから推薦を受けた各3名の合計6名、それと非正規雇用労働者を代表するもの1名、最低賃金の影響を強く受ける産業の事業主を代表するもの1名の合計8名としております。

まず、労働者側の発表者4名から、それぞれ10分間程度御発表をいただき、その後、1人当たり5分程度、質疑応答としています。

労働者側の発表終了後、同じ実施要領で使用者側4名の発表となります。

そして、6月10日に開催した第1回運営小委員会において、実施要領「4の（1）オ その他審議会が必要と認める者」として1名の意見を聞く旨決まったことを受け、意見発表者を1名求める旨公示を行いました。

なお、審議会が必要と認める者になるとして、2団体から意見書が出ております。団体名を申し上げます。エフコープ生協労働組合で労働組合員数2,485名、

ユニオン北九州ハクブン分会で労働組合員数 110 名です。

この公示に基づく発表者 1 名を加えた 9 名が今回の発表者となります。

以上が、今年度の令和 6 年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領【福岡県最低賃金改定決定審議】(案)の説明となります。

以上でございます。

会 長

ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、御質問等はございませんか。

1 点確認させていただきたいのですが、手続きは今回のことにつきましては、43 ページの (4) 意見発表者が (1) アイウエオとなっていて、アイウエのところにかかる推薦手続きは 5 番の推薦手続き 7 月 11 日までということと理解してよろしいのですよね。

賃金指導官

そうです。

本日、公示を行いまして、アからエに該当する方の推薦を行われてきております。

会 長

それで、これから審議をしようというのが、オの「その他審議会が必要と認める者」というものを、これからということになりますよね。これは (5) の推薦手続きとは別の枠と言いますか、別のやり方でやっていくということですよ。

賃金指導官

そうです。

先ほど申し上げたとおり、公示を行いまして、その公示に基づいて応募いただいた中から意見発表者を選ぶということになります。

会 長

はい、分かりました。

ありがとうございます。

それではただ今の説明につきまして、その公募に基づきまして、お申出がございましたのが 2 名ございましたけれども、これらなどにつきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

各 委 員

(意見等なし)

会 長

それでは 2 名のお申出がありましたけれども、審議会としては、1 名の方の御発表をいただきたいと考えております。

それで、令和 6 年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領の 4 (1) オ、先ほど申し上げたところですが、**「その他審議会が必要と認める者」**につきまして、今年度 1 名という形でやろうということと運営小委員会にて決定

がなされております。この1名を認めるということになっておりますが、複数の団体から意見発表のお申出があったということで、この1名を選出しなければならないということになります。この1名につきまして、どのように決めるかということが次に問題となってきます。

委員の皆様、2名のお申出に対して1名をお願いするということになりますけれども、御意見等ございませんでしょうか。

各 委 員 (意見なし)

会 長 それでは、1名の選出について私から提案させていただきたいと思います。意見発表のお申出は2つの団体からあったところであり、そして、業種も異なるため選ぶのが少し難しいところがございます。それで、今回に関しましては、より多くの方の意見を聞く観点から、労働組合員数が比較して多い方のエフコープ生活協同組合労働組合をお願いをしたいので、同組合の推薦する平田聡子さんをお願いしたいと考えておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

会 長 よろしいでしょうか。
ありがとうございます。
それでは、今回は、エフコープ生活協同組合労働組合とし、同組合が推薦の平田聡子さんを令和6年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領の4(1)オの「その他審議会が必要と認める者」としたいと思います。
どうもありがとうございました。
次に、議事(4)「令和6年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】(案)について」です。
事務局より説明をお願いします。

賃金指導官 それでは御説明します。
特定最賃は、関係労使のどちらからでも、改正の申出がなされたところで、特定最低賃金改正の必要性を検討する諮問・審議が行われるという流れとなります。
なお、6月10日開催の第1回運営小委員会にて、「令和6年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】」について審議を行い、開催日時等を含め承認をいただきました。
49ページ資料No.6-2を御覧ください。7月4日時点において5業種全ての申出があり、全て労働組合からの申出となっております。
改正の申出がなされたことから、福岡労働局長は、福岡地方最低賃金審議会に改正の必要性の有無について諮問を行うこととなります。

以上のことから、関係労使からの意見聴取の日時等の詳細を決める必要があり、今後については、改正の申出の内容を精査し、適正であれば、7月29日開催予定の第3回本審にて、福岡労働局長が改正の必要性の有無についての諮問を行います。これを受けて、関係労使からの意見聴取を行うこととなります。

お手元の47ページ資料No.6-1は、この関係労使からの意見聴取の実施要領(案)でございます。意見聴取の日時等につきましては、第5回本審の8月21日13時、場所は福岡合同庁舎本館8階共用第7会議室としております。

実施の内容・手法につきましては、昨年度と変更はございませんが、改めて御説明します。

意見発表者につきましては、労・使それぞれの団体から御推薦をいただき、その後、団体の長名による依頼文を、発表者の方々に送付いたします。発表者の方からは、別紙の意見書の書式を例に、意見書面を御提出いただきます。

意見発表者は、1産業につき、労・使で各1名、それぞれ10分の発表、質疑5分、1産業の合計は25分となります。

全ての産業による意見発表を受けて、特定最低賃金改正の必要性の有無の審議を行っていただきます。

以上が、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する関係労使の意見聴取実施要領(案)の説明となります。

以上となります。

会 長 はい、ありがとうございます。
ただ今の説明について、御質問等ございませんでしょうか。

各 委 員 (質問等なし)

会 長 それでは、令和6年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】については、事務局の説明のとおりとします。

次に特定最低賃金に係る審議日程について、事務局は説明してください。

賃金指導官 特定最低賃金の審議日程について御説明します。

先ほど述べたように8月21日の第5回本審にて、関係労使の意見聴取を行い、特定最低賃金改正の必要性の有無を審議していただきます。会長から特定最低賃金の改正の必要性の有無について答申していただきます。

答申が、改正の必要性有の場合は、福岡労働局長から特定最低賃金改正に係る金額審議の諮問を行うこととなります。あわせて、特定最低賃金改正に係る意見書面を求める公示及び特定最低賃金専門部会委員の推薦を求める公示を行うこととなります。

特定最低賃金の改正の各業種の専門部会委員につきましては、労・使それぞれ

に公示手続きを経て専門部会委員の推薦をお願いすることになります。なお、公益委員につきましては、福岡労働局長が任命することになります。

特定最低賃金の改正の各業種の公・労・使の委員全員による合同会議は、9月13日金曜日13:00の開催としております。なお、今年度も12月10日統一発効日とする場合、各業種とも10月9日水曜日までに答申する必要があります。

また、その後の金額を審議する専門部会につきましては、9月13日金曜日の合同会議で、9月下旬から10月中旬までの間で実施していただき、この審議の日程は9月13日に決定していただきます。

以上が、特定最低賃金に係る審議関係の説明となります。

会 長 ただ今の説明について、御質問等ございませんでしょうか。

各 委 員 (質問等なし)

会 長 それでは、特定最低賃金の改正等の手続きにつきましては例年どおりとなりますので、事務局の説明でよろしいとします。

なお、特定最低賃金の発効日について、委員の皆様にも少しお尋ね申し上げたいのですが、12月10日発効の答申とする場合についての期限について説明がありました。例年12月10日が特定最低賃金の統一発効日となっていて、今年も12月10日の統一発効を目指すということによろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

会 長 ありがとうございます。

それでは、12月10日の統一発効を目指すということで進めていきたいと思えます。

次に、議事(5)「福岡県最低賃金専門部会について」でございます。

先ほど、福岡労働局長から最低賃金の改正決定について諮問を受けましたので、専門部会を設置の上、専門部会委員を選出することとなります。

専門部会の部会委員の選出手続について、事務局は説明をお願いします。

賃 金 指 導 官 (専門部会委員の選出手続きについて説明)

会 長 ただ今の説明について、御質問等ございませんでしょうか。

各 委 員 (質問等なし)

会 長 それでは、専門部会委員の選出につきましては、ただ今、事務局が説明した手続きで行うことといたします。

続きまして、専門部会の公開、非公開についてお諮りする必要がございます。事務局は説明をお願いします。

賃金指導官

御説明いたします。

昨年度までは非公開となっております。55 ページの本冊資料No. 7 福岡県最低賃金専門部会運営規程を御覧ください。第 6 条において「会議は原則公開とする。」と定めております。

しかし、同条ただし書きにおいて「公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。」としているところです。

今年度の専門部会の公開についてどのようにするか金額審議の場も含めて委員の皆様にご諮っていただきたく存じます。

なお、中央最低賃金審議会目安小委員会においては、公労使三者協議の場は昨年度から公開とされているところです。

会長、よろしく願いいたします。

会長

はい、ただ今、今年度の専門部会における公開、非公開について議案が提出されておりますけれども、こちらにつきまして、委員の皆様、いかがお考えでしょうか。

私の方で聞いている状況を少しお話してもよろしいでしょうか。

正確な数字を申し上げるのは少し難しいのですが、現状 47 都道府県のうち過半数が本審並びに専門部会、そして専門部会も三者で対する面と、それから二者で協議する面がございますけれども、それらについて全部または一部公開としているところが大体過半数になってきております。今年度も少し増えるのではないかという見方がされているというところでございます。

現状、福岡県としましては、この本審の場については原則公開としているのですが、金額審議に入るところは非公開という扱いになっており、具体的には、第二回本審以降は非公開という形になっているかと存じます。

これにつきまして、今年度の審議の公開、非公開をいかがいたしましょうかという御相談でございます。

使用者側委員と労働者側委員それぞれから少し意見をいただければと思うのですが、意見をいただく前に各側で意見聴取をして意見を固める必要がございますか。

それでは、使用者側委員から何か意見いただけますか。

山口委員

使用者側委員の山口です。

私、今回からの参加なので詳しくは分からないのですが、前任者等に確認しま

したら、例年どおりのベースでの公開、非公開の取扱いでよろしいのではないかと思います。

ただ、全国の流れもありますし、どこまで公開とするのかは会長から御意見等を伺いながら決めていただければなと思います。

以上です。

会 長 それでは、労働者側委員から意見をよろしいでしょうか。

小 陳 委 員 公開に対する要請もあり、全国的にも動いている状況がある中ですが、ただ、率直な意見の交換というところでどこまで公開するのが一番良いのかというのは、慎重に検討していくことがあるかと思います。

一つは、中央の公開状況等も踏まえながら、どこまで進めていけたらと思うのですが、それと併せて、三者の中で一致できるようなレベルで合意して進めていく必要はあると思っています。会長から全国の状況等を踏まえて何か御提案があれば、それを基に議論して決めていけばよろしいのではないかと思います。

会 長 それでは、私の方から御提案させていただきたいと思います。

先ほど少し御説明いたしましたように、全国的に公開の流れということであり、また中央最低賃金審議会としても公開の原則ということもされている。そして、規程上の原則は公開となっているということから、公開の方向性であるということはやむを得ず、その方向であるということは確認をしたいと思いません。

ただ、最もこの規程上ただし書きが、非常に膨大なただし書きになっておりまして、私も数年この委員を務めさせていただいて痛切に感じるところが、全面公開にするということは、審議の上で率直な意見の交換ということについて意見を発する際に躊躇する場合も想定されますし、発した意見に対してそのことについて何か取り上げられるということがあるということも少し考えるところがございます。また、さらには、審議というものは大体戦法の上で戦い方があり、その上で協議を進めていくということがございますので、可能な限り公開とするけれども、そのようなどうしても表に出せない、そのような言い方をすれば凄く悪い言い方ですけども、そのようなものあるかと考えております。

そこで、このようにいたしたいと思っているものを御提案差し上げます。

まず、本審につきましては原則公開としたい、その上で、また、特定の場合に関しては会長が公開を止めることができるという形になっていますので、その際には、それで協議をするということになります。具体的な金額審議を行う協議の際に、三者で協議をする際には原則公開とし、そして、二者で協議をする場合においては非公開としたいという扱いで行いたいと思います。

以上が私の御提案したい内容でございますけれどもいかがでしょうか。

特段御意見がないようでしたら、そのように進めさせていただきたいと思いま

すけども、よろしいですか。

各 委 員

(意見なし)

会 長

はい、どうもありがとうございます。

それではそのように進めさせていただきますので、よろしく願います。

今年度の専門部会につきましては、三者で協議をするところについては原則公開、二者で協議をするところについては非公開とするということで進めさせていただきますと思います。

次に、議事（６）「その他」について、事務局は説明をお願いします。

室 長 補 佐

まず、意見書についての報告です。

先日、福岡県から最低賃金の改定に関する意見書が、審議会会長宛に提出されましたので読上げを持って報告といたします。

お手元に「最低賃金の改定に関する意見書 令和6年7月 福岡県」の写しがあると思います。ページをめくっていただきまして、最低賃金の改定に関する意見書、我が国の経済は、本年の春季労使交渉において33年ぶりの高水準の賃上げが実現するとともに、企業における設備投資も最高水準にあるなど、デフレからの完全な脱却と成長型の経済の実現に向けた期待が高まっています。しかし、現状においては、物価の上昇が賃金の上昇を上回り、依然として消費が力強さを欠いています。

日本経済を持続的な成長軌道へ戻していくためには、地方創生を強力に推進し、「誰もが住み慣れたところで働く、長く元気に暮らす、子供を安心して産み育てることができる」地域社会づくりを進めていくことが大切です。その基本となるのは、労働者の生活を支える賃金です。経済の好循環を生んでいくためには、今後も継続的に賃金が上昇し、消費が喚起されていることが重要です。

最低賃金の持続的な引上げは、すべての所得層での賃金上昇、消費の拡大、企業収益向上の好循環に資するものと考えられます。また、経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）においては、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る」とされているところです。

一方で、賃上げの環境整備には、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われる必要があります。とりわけ、経営基盤が弱く、雇用維持に懸命な努力をしている地域の中小企業・小規模事業者への賃上げの影響は大きく、国による支援の強化が不可欠です。

国におかれましては、このような趣旨を御理解の上、下記のとおり実現されますよう提言致します。

1 原材料費の高騰により厳しい経営状況に置かれている地域の中小企業・小規模事業者に対し、経営力の強化や経営の安定化を進め、賃上げ原資の確保につ

なげるため、生産性の向上や、価格転嫁の円滑化に向けた取組の継続、賃上げを行う中小企業に対する補助金の拡充など、総合的な支援・諸施策を強力に実施すること。

2 また、そうした施策の実施に当たっては、中小企業・小規模事業者がしっかりと利活用できるよう、周知広報を徹底するとともに、手続きの簡素化など、事業者の負担軽減を図ること。

3 その上で、昨今の賃上げの流れを持続的なものとするためにも、最低賃金の着実な引上げを行うとともに、最低賃金の地域間格差の是正に向けて、必要な措置を講ずること。

4 併せて、社会保障制度・税制上のいわゆる「年収の壁」について、最低賃金を含む賃金水準の上昇に伴って被用者の就業調整が行われ、労働力不足による職場環境の悪化が引き起こされることのないよう、所要の抜本的見直しを行うこと。

令和6年7月2日福岡県知事服部誠太郎。

以上です。

賃金指導官

引き続き、事務局から日程について御連絡いたします。

次回の第二回本審は、7月23日火曜日13時からとなります。福岡県最低賃金におきまして、関係労使からの意見聴取となっております。開催場所は、福岡合同庁舎新館4階となっております。

第三回本審は、7月29日月曜日としております。議題は、特定最低賃金の改正に必要性の有無についての諮問です。

以上でございます。

会長

はい、ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等ございませんでしょうか。

各委員

(質問等なし)

会長

それでは御質問がないということにさせていただきます。

その他、何か全体的に御意見、御質問等ございませんでしょうか。

各委員

(意見等なし)

会長

よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それではこれもちまして、本日の審議会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。